

第二十七号

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年一月十七日提出

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

- 2 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和二十年法律第二百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県地域自殺対策緊急強化基金の設置の期間を延長するとともに、用途の厳格化に基づく国からの返還の要請に鑑み、同基金について国に返還する場合に処分することができるトロトロする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。